

第121号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「無償貸付」を「無償貸付け」に改める。

第2条第1項中「こえる」を「超える」に改める。

第3条第5号中「因り」を「より」に改める。

第4条の見出しを「（普通財産の無償貸付け等）」に改め、同条第1項中「貸し付けること」を「貸付けその他の方法により使用させること（以下「無償貸付け等」という。）」に改め、同項第1号中「第3条第1項第5号」を「第3条第4号」に改め、同項第4号中「学校又は」を「学校若しくは」に改め、同項第5号中「因り」を「より」に改め、同項第6号中「貸し付ける」を「貸付けその他の方法により使用させる」に改め、同条第2項中「無償貸付は、貸付を受けた者」を「無償の貸付けその他の方法による使用は、使用する者」に、「行う」を「行わせる」に改める。

第8条の見出しを「（物品の無償貸付け又は減額貸付け）」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「前2条」を「前3条」に、「普通財産」を「財産」に、「、無償貸付又は減額貸付」を「又は無償貸付け等」に、「前条第1項各号」を「第4条第1項各号（前条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付け等）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、同条第1項第6号中「行政財産の用途を廃止した場合において、当該行政財産」とあるのは「行政財産」と、「当該用途の廃止によって生じた普通財産」とあるのは「当該行政財産」

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県土地改良財産の処分に関する条例の一部改正)

2 島根県土地改良財産の処分に関する条例（昭和37年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に改める。

(島根県土地開発基金条例の一部改正)

3 島根県土地開発基金条例（昭和44年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に改める。